

なら消費者ねっとニュース

発行 特定非営利活動法人なら消費者ねっと
2023年 1月

〒630-8136 奈良市六条2丁目17-6-11
コープふれあいセンター六条2階

Tel・Fax：0742-93-7741

発行責任者 北條 正崇

HP <http://www.narasn.org/>

NO. 24



適格消費者団体の認定に向けて

特定非営利活動法人なら消費者ねっと理事長 北條 正崇

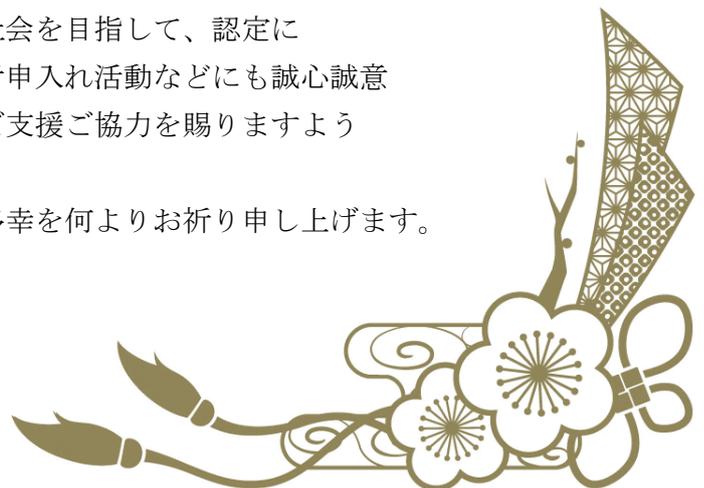
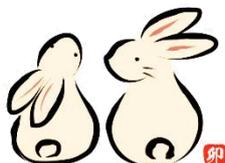
皆様、新年あけましておめでとうございます。

2019年の通常総会において適格消費者団体を目指すことが決まったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大等もあり、思うように準備を進めることができない日々が続きました。昨年、仕切り直しをし、規程の整備を進め、「消費者団体訴訟制度」事業の中心的役割を担う検討委員会を設置し、認定申に向けて大詰めの段階に入っています。本年11月には奈良市六条に独立した新事務所を開設することができました。関係機関の皆様には心より感謝と御礼を申し上げます。

当法人は、消費者被害を防止することを目的として、任意団体時代の平成25年から事業者への申入れ活動を行ってきましたが、適格消費者団体のように法的根拠のあるものではなく、あくまでも「お願い」にすぎないため、事業者から無視されたり誠実に回答してもらえないなど十分な結果が得られないと感じることも多々ありました。しかし、適格消費者団体として認定され差止請求権という法的手段を得ることができれば、より実効的な解決を図ることが可能となります。

今年も、県民の皆様が安心して暮らせる社会を目指して、認定に向けた準備はもちろん、消費者教育や事業者申入れ活動などにも誠心誠意取り組んでまいります。皆様には引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆になりましたが、皆様のご健康とご多幸を何よりお祈り申し上げます。



適格消費者団体の認定に向けて 到達地点

なら消費者ねっとは内閣総理大臣から「適格消費者団体」の認定を受けることを目指しています。現在の準備状況をお知らせします。

1. 新事務所の開設

令和4年11月に奈良市六条2丁目17-6-11所在のコープふれあいセンター六条2階の一室を賃借し、新事務所を開設しました。

2. 消費者庁への事前相談

令和4年11月 消費者庁担当課に事前相談を行っています。

3. 定款の改正

昨年にも定款改正を行いました。が、「事業の目的」等に関してさらなる改正の必要が生じ、2023年1月20日に定款改正のための臨時総会を開催します。

なお、臨時総会では会費の増額についても提案します。

4. 財政基盤の拡充のために、関係機関に会費増額を含む各種支援を依頼し、積極的な協力を頂いています。会員数も微増しています。

※会員数の増加も重要です。皆様には引き続き新規会員加入のご協力をお願いします。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律 (いわゆる被害者救済法) について

昨年後半に連日のように話題となった「旧統一教会問題」を受けて、12月10日にこの法律が制定され、本年1月5日に施行しました。本法律のポイントを簡単に解説します。

1 法律の目的

これまで救済できなかった(※1)法人等(※2)による不当な寄附の勧誘による被害を救済し、将来に向けての被害を防止する。

(※1) 消費者契約法で靈感商法の取消権が定められているが、適用が困難なケースが多かった。

(※2) 法人は旧統一教会に限らず、他の宗教法人も含まれる。また、宗教法人だけでなく社団法人、財団法人、学校法人、NPO法人等の法人も含まれる。

2 法律のポイント

① 寄附の勧誘に当たっての配慮義務を定めた(3条)

(※) 法人等は不当な勧誘をしないよう十分に配慮しなければならない。

(※) 配慮義務に反する不当な寄附の勧誘が行われた場合には、勧告等の行政措置の対象になったり、民法上の不法行為として損害賠償請求がしやすくなる。

② 社会的に許容し難い悪質な寄附の勧誘行為を禁止(4条)

③ 借入等による資金調達要求の禁止(5条)

④ 不当な勧誘行為を受けて困惑した中で行われた寄附の取消権(8条、民事規制)

⑤ 債権者代位権の特則(10条、子や配偶者が本人に代わって寄附の返還請求をしやすくする)

⑥ 悪質な寄附の勧誘行為に対する勧告・公表・命令等の行政措置(6・7条)や罰則(16~18条)

⑦ 関係機関(法テラス等)による被害者や家族への支援(11条)

本法律の制定にあわせて、消費者契約法と独立行政法人国民生活センター法の一部も改正されました。

あなたは
大丈夫？

相談窓口



消費者トラブルや詐欺にご注意 — シニア世代のスマホ利用 —

最近シニア世代にもスマホを利用する人が増え、SNSやネットショッピングなど、スマホを活用して楽しむ人が増えています。それとともにネット上での消費者トラブルや詐欺に巻き込まれることも多くなっています。

— シニアに多い相談事例 —

<事例1> 無料だと思いアダルトサイトを閲覧していたら、突然「登録完了、10万円をお支払ください」との表示が出た。

<事例2> 「1億円が当選しました」とのメールが届いたので返信してみると、受け取るための手続き費用を次々と請求され、総額で100万円近くを支払ったが、いつまで経っても1億円は受け取れない。

<事例3> ネットショップで加湿器を申し込んだが、代金を振り込んだ直後から返信が来なくなり、商品も送ってこない。



<事例4> スマホで、お試し価格500円の美容液を購入したところ、翌月に定価の5000円で同じ商品が届き、定期購入になっていたことがわかった。



スマホは便利な一方で、そこで得られる情報にはウソが混じっていることもよくあります。すべてを簡単にうのみにするのではなく、信用できる情報かどうかを見極める必要があります。

事例1、10万円という料金に承諾をしたわけではなく、契約は成立していません。相手にせず、無視しておきましょう。

事例2、申し込んでいないのに、宝くじや懸賞に当選するということはありません。そのようなメールが来ても、相手に連絡は取らず、すぐに削除しましょう。

事例3、ネットショッピングで、前払いの現金振り込みは非常にリスクが高いです。連絡が取れなければ、代金を取り戻すのも困難になります。

事例4、ネット上には、安さやお得感を強調した広告もよく見かけます。ネットショッピングを利用する際には、「特定商取引法に基づく表記」や「利用規約」「最終確認画面」などで契約の内容や解約・返品の条件などをよく確認してから申し込むようにしましょう。また注文画面をスクリーンショットで撮って保存しておくこともトラブル防止に役立ちます。



ぜひトラブルを避けながら、スマホをうまく活用して、ご自分の世界を広げていってください。



あつまれ! ECOキッズ!

一お金のひみつとつかい方一講座

12月11日10:00から主催:奈良市主催・企画運営:奈良県地球温暖化防止活動推進センター(NASO)の「あつまれ! ECOキッズおしごと体験!」が奈良市ならまちセンター3階第2会議室で開催されました。当日は、小学生1年生から4年生まで21名の参加がありました。子どもたちは、エコとお金について学んだあと「あつまれ ECOキッズ!」のスタッフとして2階ブースで開催する環境団体などのブースでおしごと体験をして、奈良市ポイントでお給料をいただきました。

なら消費者ねっとはお金の講座を担当しました。

現金を使わないキャッシュレス決済が普及し、子どもたちの間でも電子マネーやクレジットカードなど「みえないお金」が身近になっています。そんな「みえないお金」のことおはなししました。また、消費税など子どもたちでも支払う税金がどのように使われているかお金の流れをみんなで考えました。



↑大学生のボランティア

←なら消費者ねっとオリジナルおこづかい帳を配りました

奈良県後発医薬品安心使用促進協議会

11月30日オンライン開催された「奈良県後発医薬品安心使用促進会議」になら消費者ねっと理事が委員として参加しました。この協議会は厚生労働省の委託により各都道府県で「後発医薬品の安心使用促進のための協議会」を設置し、患者や医療関係者がジェネリック医薬品を安心して使用できる環境づくりのための検討が行われています。

今年度の議事について報告と協議しました。

1. 協会けんぽ奈良支部におけるジェネリック医薬品の使用状況(全国健康保険協会奈良県支部 企画総務部長 前田一範)
2. 令和4年度の取組みについて(事務課)
3. 奈良県における後発医薬品使用促進の取組みについて(医療保険課)
4. 「ジェネリック医薬品に対する信頼の回復」に向けた日本ジェネリック製品協会の取組みについて(日本ジェネリック製品協会 広報委員長 田中俊幸)
5. 令和5年度の取組みについて(薬務課)

消費者にわかりやすくということで日本ジェネリック製品協会では、秘密の結社鷹の爪公式サイト

<http://xn--u9j429qiq1a.jp/>の動画がネットで見られます。

不当契当解約・不当勧誘 などの 消費者被害やトラブル情報を お寄せください

なら消費者ねっとでは、消費者にとって不利益な契約や表示・勧誘などの事例を集めて、消費者の利益を害する事業者にお問い合わせや改善を求める申し入れを行っています。

情報をお知らせください。



受付アドレス info@narasn.org

具体的なご相談は消費者ホットライン(188)または、お近くの消費生活センターにご相談ください。

奈良県内 特殊詐欺の発生状況

○令和4年度11月末
被害件数 185件
被害額 約3億8050万円

奈良県警察本部の防犯情報紙「やまとの安全」より